平成２１年（フ）第４５３号
栃木県足利市福富町1413番地４
債務者　岩下　淑子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４５６号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁121番地５
三上アパート
債務者　島田　義彦
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４５８号
栃木県宇都宮市中一の沢町５番45号
債務者　小山　結城
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１４４６号
横浜市青葉区市ケ尾町1159番地10　シャルルモリ102
債務者　磯部真由美
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４３号
岡山市東区瀬戸町光明谷180番地１　神戸ハイツ212
債務者　髙谷　幸恵
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９２号
岡山県真庭市上中津井84番地１
債務者　太田カツコ
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４０２号
岡山市北区牟佐336番地53
債務者　森　　弘子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４１２号
岡山市中区中井371番地15
債務者　中原　正人
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４３１号
岡山市南区福富中２丁目５番７号　ベルメゾンルリ213号室
債務者　青草　順一
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４３２号
岡山市南区福富中２丁目５番７号　ベルメゾンルリ213号室
債務者　青草　春乃
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４４２号
岡山市中区下475番地６
債務者　中嶋　照子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０８号
香川県丸亀市原田団地40番３号
債務者　三木　哲郎
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月28日午前10時30分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第３８４号
岡山市東区藤井672番地１
債務者　中村照治郎
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３９４号
岡山県備前市東片上1768番地１
債務者　小椋　有起（旧姓大饗）
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４２９号
岡山市北区西之町１番11号　セゾン東安原102、住民票上の住所岡山市東区藤井672番地１
債務者　中村　幸子
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７８３号
横浜市港南区野庭町614番地　野庭団地３棟332号
債務者　秋葉　洋子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

第明治三十二種郵便物認可